

千代川の環境改善を求める意見書

近年、記録的な天候異変による風水害が多発する中、鳥取県東部を流れる千代川においても、たび重なる災害、とりわけ智頭砕石場崩落事故、その他数多くの災害復旧工事、姫鳥線架橋の下部工事、上部工の仮設道、巨石張護岸工事等、各工事の施工現場で発生する土砂及び堰止に使用する土壌の流失流土等、甚大な流出砂れきで千代川下流域全体の河床が破壊されている。これら一連の所為は、関係者の重大な過失によるものが大である。

以前の千代川は、石河原で多くの転石や栗石が幾重にも積み重なって早瀬をつくり、土砂等の堆積もなく、多量の溪流魚が生息する好環境で豊富な水産動物が繁殖し、社会生活を潤していた。

現在の千代川は前記関連工事のほか、治水利水の名のもとに強固なコンクリートの堰堤、練石積護岸等、魚の生息環境に大きな変化をもたらし、数多くの堰堤は、遡河魚類の通路を妨害し、あまつさえ、残留土砂が堆積し、転石等を埋没させ、水草を繁殖させて清流魚、特に鮎等の成育環境を破壊し、千代川を著しく劣化させ一部魚類が絶滅するなど、昨今の千代川の魚類は大幅に減少している。流れのない部分は芦の群生と柳の大木等で原野のごとく荒廃し、昔のように魚が群泳する清流は極端に減少している。

国や地方公共団体は、環境基本法第3条において定められた「環境の恵沢の享受と継承」また、「水産資源保護法」第22条の「さく河魚類の通路の保護」等の法律に基づき、魚類の絶滅、防護と魚類の生息場確保のため、可能な限り、生態系や自然環境に配慮した河川整備の推進を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月21日

鳥取市議会議長 上杉栄一

鳥取県知事 様
国土交通大臣